

特定計量器の出張検定等に要する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 117 号

特定計量器の出張検定等に要する費用徴収規則の一部を改正する規則

特定計量器の出張検定等に要する費用徴収規則（平成 12 年岩手県規則第 171 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の徴収)</p> <p>第 1 条 <u>岩手県工業技術センター計量検定部</u>以外の場所又は知事が指定する場所以外の場所で知事が行う計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定する特定計量器の検定、装置検査又は基準器検査（以下「出張検定等」という。）については、出張検定等を受ける者（以下「受検者」という。）から当該出張検定等を行うのに要する費用を徴収する。</p> <p>(費用の計算方法)</p> <p>第 3 条 前条第 2 号に掲げる走行距離は、<u>岩手県工業技術センター計量検定部</u>を起点及び終点とした出張検定等を行う場所を経由する経路を全行程とした走行距離（運搬に使用した公用車の区間走行距離による。）をもって計算する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第 1 条 <u>岩手県計量センター</u>以外の場所又は知事が指定する場所以外の場所で知事が行う計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定する特定計量器の検定、装置検査又は基準器検査（以下「出張検定等」という。）については、出張検定等を受ける者（以下「受検者」という。）から当該出張検定等を行うのに要する費用を徴収する。</p> <p>(費用の計算方法)</p> <p>第 3 条 前条第 2 号に掲げる走行距離は、<u>岩手県計量センター</u>を起点及び終点とした出張検定等を行う場所を経由する経路を全行程とした走行距離（運搬に使用した公用車の区間走行距離による。）をもって計算する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。